

認可外保育施設等の無償化について

【子育て支援課】

■無償化の内容

幼児教育の無償化の一環として認可外保育施設等の利用料について無償化となる。具体的には、認可保育所における保育料の全国平均額までの「無償化対象事業の利用料」が無償化となる。

○3～5歳児は月額 3.7万円

○住民税非課税世帯に属する0～2歳児は月額 4.2万円

■対象者

保育の必要性が認定された

- ・3歳児から5歳児の子ども
(満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象)
- ・住民税非課税世帯に属する0歳時から2歳児の子ども

■無償化対象事業

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
 - ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に規定する病児保育事業
 - ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業
- ※ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち、利用した事業内容によっては無償化の対象外になるものがある。
- ※ 上記無償化対象事業において、複数サービスの併用も上限額の範囲で無償化の対象となる。

■無償化の方法

複数サービス利用の可能性も想定されることから、一括して清算できる償還払いを基本とする。

■無償化の時期

平成31年10月1日より

■無償化対象外の経費

食材料費や行事費、保育用品費などの実費分

■留意事項

本資料は、これまで国から示された資料等を基に作成されたものであり、今後無償化に関する法案（改正子ども・子育て支援法）の成立に伴い、変更がある場合がある。